

2019年(平成30年)2月9日

有限会社 立川美術学院
代表取締役 都 守 健 一 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人
代表理事 理事長 和 田



要 請 書

私ども消費者機構日本(以下「当機構」という。)より送付しました「問合せ」(2017年12月4日付)にて、返金についての貴学院の考え方をお伺いしたところ、当機構の指導の通りに、いずれの場合も返金の対応を行いたいとの回答をいただきました。

その為、本要請書にて、返金対応について要請いたしますので、内容についてご確認ください。また本要請書の内容を含んだ合意書を作成しました。ご異議がなければ、合意書を締結した上で、貴学院との協議を終了いたします。合意書は2通送付しますので、署名捺印の上、1通をご返送いただきますようお願いいたします。

なおこれまでの申入れ内容や、貴学院からの回答内容、合意書締結について、当機構のホームページに添付内容にて公表いたします。この公表は、消費者契約法第27条に従い当機構の判断で行うものですが、記載内容に事実関係の相違がある場合には、2月28日までにご連絡くださいますようお願いいたします。

また、当機構は、消費者契約法第23条第4項に基づき、本書面の内容と結果を消費者庁に報告いたします。そして、消費者庁は、消費者契約法第39条に則り、その報告内容を公表する場合があります。

<本件に関する問合せ>

消費者機構日本

事務局

石 塚 英 司

専務理事

磯 辺 浩 一

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階

TEL03-5212-3066 FAX03-5216-6077

要請事項

第1 入学申込後、入学辞退の場合の学費の返金

これまで通り、授業開始前に入学を辞退した場合は、学費を全額返金してください。

第2 入学後、中途退学する場合の学費の返金

在学中の受講生より中途退学の申出を受けた時は、契約の時期にかかわらず一切の学費を返金しないという対応はせず、中途退学の時期に応じた返金を行ってください。

※返金の考え方

受領済みの学費から、すでに提供された役務の対価に相当する額を含む中途退学によって貴学院に生ずる平均的損害額を差し引いた金額を返金してください。

第3 講習会申込み後、キャンセルの申出があった場合の受講料の返金について

一切の受講料を返金しないという対応はせず、上記、第1、第2に準じた返金対応をしてください。

第4 返金規定の表示

本年3月末日までに、第1ないし第3の考え方に従い、適切な返金規定を整備し、ウェブサイトに掲載してください。またそれ以降、入学決定後のメールにおいても、同内容を明記してください。

以上